

証券コード 4438

2022年3月9日

## 株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号

株式会社 Welby

代表取締役 比 木 武

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様の安全と健康を最優先に、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」をご確認いただき、2022年3月24日（木）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時  
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
ベルサール東京日本橋4階 Room C
3. 目的事項  
報告事項 第11期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

### 【ご来場される株主の皆様へ】

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
2. 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。
3. 本招集ご通知添付書類のうち、計算書類の個別注記表につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://welby.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://welby.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

### 【新型コロナウイルス感染防止について】

1. 体温が高い方(目安として37.5℃以上の発熱のある方)や頻繁に咳をされる等体調が悪いように見受けられる方につきましては、入場をお断りいたします。
2. 開会後に頻繁に咳き込む株主様、体調不良とお見受けされる株主様につきましても、ご退出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。
3. ご自身の体調をご確認のうえ、感染予防の配慮をお願い申し上げます。マスク着用、会場内でのアルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。
4. 株主総会の議事は、例年より時間短縮いたしますので、株主総会の目的事項(報告事項及び決議事項)に関連する質問以外は、ご遠慮ください。
5. 入場は、政府の基本的対応方針等に従い制限いたします。会場の座席は間隔を広げて設置いたしますので、例年に比べ座席数が大幅に制限されます。そのため入場をお断りする場合がありますこと、予めご了承ください。
6. 当社役員・スタッフがマスク着用のうえ、登壇・ご対応させていただきます。
7. 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場が変更されたり、開催時刻が変更されることがあります。新型コロナウイルスの感染防止に向けた新たな対応やその他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://welby.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。当日ご来場いただく場合は、必ず上記当社ウェブサイト (<https://welby.jp/ir/meeting/>) をご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内



本年は新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるために、書面またはインターネットにより議決権を行使することを強くご推奨申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。

<div data-bbox="140 374 353 505" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="113 533 381 594" data-label="Section-Header"> <h3>インターネットで議決権を行使する方法</h3> </div> <div data-bbox="104 645 390 695" data-label="Text"> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> </div> <div data-bbox="202 769 290 793" data-label="Section-Header"> <h4>行使期限</h4> </div> <div data-bbox="124 814 358 872" data-label="Text"> <p>2022年3月24日（木） 午後5時完了分まで</p> </div>	<div data-bbox="492 352 612 511" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="468 533 640 594" data-label="Section-Header"> <h3>書面で議決権を行使する方法</h3> </div> <div data-bbox="412 645 700 722" data-label="Text"> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> </div> <div data-bbox="511 769 599 793" data-label="Section-Header"> <h4>行使期限</h4> </div> <div data-bbox="434 814 667 872" data-label="Text"> <p>2022年3月24日（木） 午後5時到着分まで</p> </div>	<div data-bbox="761 367 981 511" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="776 533 952 597" data-label="Section-Header"> <h3>株主総会にご出席する方法</h3> </div> <div data-bbox="719 645 1009 722" data-label="Text"> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> </div> <div data-bbox="778 769 948 793" data-label="Section-Header"> <h4>株主総会開催日時</h4> </div> <div data-bbox="740 814 975 872" data-label="Text"> <p>2022年3月25日（金） 午前10時</p> </div>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

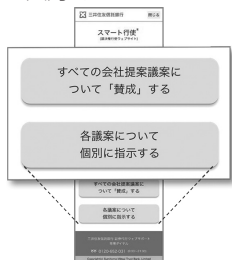
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

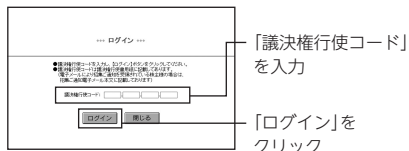
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

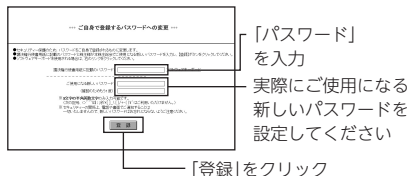
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

(添付書類)

# 事業報告

(2021年1月1日から)  
(2021年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が続く中、ワクチン接種の進展などがありました。依然として厳しい状況となりました。変異株の発生による感染症の再拡大などにより、今後の景気動向については未だ先行き不透明な状況となっております。

当社については、主たる事業領域であるPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）関連業界において、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり超高齢社会を迎える「2025年問題」を見据え、給付と負担のバランスを図りながら制度の持続可能性を確保するための医療制度改革が進む一方、高齢化に伴い慢性疾患罹患率が増加し、生活の中で生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まるなど医療に対するニーズの変化が着実に進みました。

加えて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により、医療従事者の負担が増大し十分に患者のケアができない一方、医療機関のキャパシティの逼迫や感染症のリスクにより患者の医療機関への通院等アクセスが困難になるなど医療をめぐる情勢が極めて緊迫する中、当社が進めるPHRサービスの意義がこうした社会的課題の解決策の一つとして社会的に強く認識されることとなりました。このような事業環境下、当社は「Empower the Patients」を事業ミッションのもと、医療関係者を始め、製薬企業、医療機器メーカー等とともに新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応なども含めたPHRプラットフォームサービスの普及に取り組みました。

疾患ソリューションサービスにおいては、業界全体のDX(Digital Transformation)の加速化により製薬企業からの受注が好調なこと及び新規プロジェクトのリリースなどにより、パイプライン及び売上は着実に拡大しております。また、当社の注力領域であるオンコロジー領域にて2021年9月に乳がん患者向けに治療サポートを行うサービスをリリースしたこと、臨床研究分野にて新規PHRサービスをリリースしたこと及び既存PHRサービスの改修や機能追加を行ったことが売上増加の一因となっております。

オンコロジー領域においては、PSP（Patient Support Program）として、プラットフォームサービス「WelbyマイカルテONC」を製薬企業に展開したことや、医療機関が診療時に利用できる「WelbyマイカルテONC PRO」のリリースや機能強化を行うなどの継続した活動により更なる拡大を図っています。また、大学病院等と連携した乳がんや肺がんに関する臨床研究を推進するとともに、製薬企業スポンサーによる複数施設を対象とした臨床研究を開始しております。サービス普及の観点からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、通院間隔が延びるなどの理由で新たに注目されている、がん患者自身のセルフマネジメント力向上や、医療機関による患者の遠隔モニタリングに対して、

「WelbyマイカルテONC」導入時からのユーザーである相良病院の事例に代表される実臨床下での具体的な活用事例や、臨床研究での活用可能性について情報提供を行うなどして、がん拠点病院などを中心に普及施策を展開しております。新たな取り組みとして、医薬品以外のオンコロジー領域周辺企業とも連携を行い患者QOL向上に向けた施策を順次開始しております。

臨床研究分野においては、株式会社インタージェルスケアと資本業務提携を行うことで、製薬企業からの婦人科疾患での製造販売後調査案件の運営を両社共同で推進するなどPHRやePROにおいて更なるデータ活用などを推進しております。加えて、製薬企業のマーケティング、メディカルアフェアーズ向けに当社の保有する利用者やデータベースを活用した調査サービスの開発を推進しております。

これらの結果、疾患ソリューションサービスの売上高は、817,727千円と、前年同期と比べて146,879千円（21.9%）の増収となりました。

Welbyマイカルテサービスにおいては、自社で新たにPHRサービスの展開を計画している顧客向けに、当社が既に保有しているPHR基盤プラットフォームのOEM提供を行う新たなサービスを開始し大型の第一号案件を受注したことや、Welbyマイカルテとの機能連携要望のある顧客向けに連携基盤の提供を行ったことなどにより今期の収益が拡大しております。今後も自社でPHRサービスを展開したい顧客の需要は旺盛であり、収益の拡大を見込んでおります。

サービス普及の観点からは、広範な顧客網を有するパートナー企業との協業を推進しております。株式会社スズケン、フクダ電子株式会社などと普及活動を継続しました。引き続き、新たに導入をする医療機関が増加するほか、これまでに導入を完了した医療機関を対象に実臨床におけるPHRの利用価値の訴求・情報提供を推進しました。また、糖尿病領域向けには株式会社三和化学研究所や各血糖測定器メーカーとの連携により、糖尿病専門医に特化した普及や利用促進が加速しております。また、PHRと電子カルテの連携推進として、富士通Japan株式会社が提供する診療所向け電子カルテとWelbyマイカルテサービスの連携を始めとした各サービスとの提携を強化することで医療の質的向上に寄与し、PHRサービスの更なる普及に取り組んでおります。Welbyマイカルテユーザーが登録したかかりつけ医療機関は2021年12月末時点で約25,500施設（無料利用施設を含み、重複を除く）となっております。なお、2021年12月末時点で各アプリの合計ダウンロード数は約92万回に達しております。

PHRサービスと他分野の協業の一環として、患者や利用者個人の健康状態や好みに合わせてパーソナライズ化された情報やユーザー体験を提供することや、そのサービス提供によるアウトカム向上（健康状態の改善）を目指すヘルスケア事業を展開しております。具体的には、生命保険分野において業務提携関係になる大同生命保険株式会社と保険契約者の生活習慣の改善に向けた取り組みや新たな保険商品・サービスの開発などを目的としたWelbyマイカルテ利用者の生活習慣・重症化予防効果についての共同研究を行った結果を踏まえ、2型糖尿病などを対象に生活習慣を改善するための保険商品と連動したサービス開発などを継続推進するとともに、対象疾患の拡大を進めております。

また、食品など関連分野においては、オンラインショッピングサービス「Welbyマイカルテモール」を運営し、Welbyマイカルテを利用する2型糖尿病患者、

高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病患者や予防・健康管理などで利用する方々を対象に、Welbyマイカルテとのデータ連携機能に対応する血圧計などの各種測定器や食品を提供するなど、健康管理に関する様々な利用者のニーズにこたえとともに、利用者基盤を活かした企業からの出店費や販売手数料を収益化する事業ベースを構築しました。生活習慣改善プログラムや臨床研究などへのPHRサービス利用の事業モデルを確立し、食品業界の企業と案件を推進しました。今後更なる収益化へ向けての取り組みを継続して行っております。

パーソナライズ化されたヘルスケア事業を展開するための新たな提携先として、株式会社電通と生活習慣病の予防・自己管理を行うPHRプラットフォームを活用したヘルスケア事業の創出・拡大、及びPHRの普及・啓発を目的に業務提携を行いました。その後、個別案件の事業化に向けた検討を本格的に開始し、食品を始めとする健康増進・予防・未病領域や介護領域の業界と協議を行っております。本提携により両社は、日本国内におけるPHRの認知向上と活用促進に向けて、企業・自治体・学会・メディアなどとの共創ビジネスモデルを構築し、患者や利用者個人にパーソナライズ化された情報やユーザー体験を提供する「パーソナライズド・ヘルスケア」の実現を目指します。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のワクチン接種が全国民の8割に達している状況下、当社の提供する新型コロナワクチン接種前後の症状記録（問診）・管理や、市民・患者とかがかりつけ医が情報連携する機能等の普及は落ち着いております。

これらの結果、Welbyマイカルテサービスの売上高は321,461千円と、前年同期と比べて127,665千円（65.9%）の増収となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,139,189千円（前年同期比31.8%増）、売上総利益については、683,914千円（前年同期比35.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、業容拡大のためのプラットフォーム開発投資などを含めて797,038千円（前年同期比7.2%増）となりました。共通基盤での会員情報、データベース、各APIの整備を行い、PHRプラットフォーム基盤の更なる強化に取り組むための開発投資になり、こちらにより来期以降に収益性の更なる向上を見込んでおります。

営業損失は113,124千円（前事業年度は営業損失237,542千円）、経常損失は109,671千円（前事業年度は経常損失237,404千円）、当期純損失は130,675千円（前事業年度は当期純損失353,093千円）となりました。

なお、当社は、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は19,516千円となりました。このうち、主要なものは、オンコロジープラットフォームの開発によるソフトウェアの取得であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、PHRプラットフォームサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

##### ① サービス強化

患者及び医療者が治療プロセスの中で、より良いサービスを使用していただくために、当社は、患者及び医療者のニーズに基づく、機能改修、UX※/UI※の改修、データ連携計測機器の追加、及び検査値等各種医療データとの連携を絶えずに、強化していきたいと考えております。

※ 「UX」とは、ユーザーエクスペリエンス (User Experience) の略で、「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験」を指します。

※ 「UI」とは、ユーザーインターフェイス (User Interface) の略で、「ユーザーの目に触れる部分又は使用する部分」を指します。

##### ② サービス普及

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、ユーザー（医療者及び患者）にとって魅力あるサービスを継続的に提供することに加え、各サービスの知名度や当社のコーポレートブランド価値、顧客ベースを持つ企業との連携などによるサービス普及が不可欠であると考えております。そのために各主要学会でのクリニカル・エビデンスの発表、広報、広告宣伝、事業提携の推進などを通じてサービス普及活動に積極的に取り組んでまいります。

##### ③ データの適正な取り扱い

当社が提供する患者向けPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の様々なPROデータが蓄積されておりますが、要配慮情報を含む医療情報であるため、事業推進に当たっては適正な利用を図る必要があります。

疾患ソリューションサービスにおいては、患者のPROデータは、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のため当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しております。製薬企業向けには、共同開発した対象サービスの利用患者数等の統計情報をマーケティング目的で提供しており、同意を得ない各患者個別データ（個人情報含む）については提供していません。

Welbyマイカルテサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のために当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証としての利用患者数、記録データ（血圧、体重の平均値等）の統計情報の提供をしています。学術利用目的のために学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供する際には、患者の個別同意を取得したうえで実施しています。



学術利用目的に限定した臨床研究専用のPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の個別同意を取得したうえで、患者PROデータを学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

上記のように要配慮情報含む個人情報の適正利用を担保することにより患者及び医療従事者からの信頼を維持すると同時に、情報セキュリティの観点から安心してプラットフォームを活用いただけるよう、個人情報保護法、「3省2ガイドライン※」、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針※」、アメリカの「HIPAA法※」(Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996)等により求められるデータセキュリティ課題にも引き続き対応してまいります。

- ※ 「3省2ガイドライン」とは、医療機関や医療情報を取り扱う情報処理事業者等が準拠すべき総務省、厚生労働省、経済産業省各省が策定したガイドラインの総称を指します。
- ※ 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」とは、民間PHR (Personal Health Record) サービスが適切に利活用されることを目的に、経済産業省、厚生労働省、総務省各省が民間PHR事業者のために策定したルールを指します。
- ※ 「HIPAA法」とは、アメリカにおける医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律。医療情報の電子化の推進とそれに関係するプライバシー保護やセキュリティ確保について定めた法律を指します。

#### ④ 優秀な人材の確保及び育成

当社の業容拡大のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。社内外を問わず人材リソースの確保のため、採用チャンネルの多様化、エージェント企業との協力関係の構築などを積極的に進める方針であります。人材育成については、各人の担当業務に関するOJTを実施し、且つ各種研修機会の提供を通じて自己の成長を推進するとともに、リーダー層においてはマネジメントスキル向上のための施策を講じてまいります。

#### ⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

⑥ 新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う医療領域のDX(Digital Transformation)化の流れがPHRの活用に追い風になるなど現在商談進行中のプロジェクトは前期比で拡大しておりますが、意思決定の遅延などにより受注のリードタイムが長期化する傾向があります。新型コロナウイルス感染拡大が社会経済環境及び主要な顧客である製薬会社等の業績や意思決定に与える影響など現時点で不確定要素が極めて大きく、現時点で先行きが不透明な部分もあり、継続して注視してまいります。

なお、当社では、従業員及び家族の健康と安全の確保を第一に考え、テレワークの推奨、オンラインツールを活用した打合せの推進及び時差出勤の推奨等、感染リスク低減のための措置を実施しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第8期	2019年度 第9期	2020年度 第10期	2021年度 (当期) 第11期
売 上 高	808,005 千円	798,516 千円	864,644 千円	1,139,189 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	153,959 千円	△1,354 千円	△237,404 千円	△109,671 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	176,566 千円	△11,303 千円	△353,093 千円	△130,675 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	23.80 円	△1.47 円	△45.18 円	△16.68 円
総 資 産	1,406,481 千円	1,829,182 千円	1,520,139 千円	1,394,108 千円
純 資 産	1,243,330 千円	1,668,327 千円	1,357,539 千円	1,259,278 千円
1株当たり純資産	167.56 円	214.31 円	173.32 円	160.77 円

- (注) 1. 当社は、2018年3月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、2019年10月4日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。
3. 2018年12月17日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2018年12月20日付で当該A種優先株式を消却しております。なお、当社は、2018年12月28日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業	事業内容
PHRプラットフォームサービス事業	・疾患ソリューションサービス ・Welbyマイカルテサービス

## (8) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都中央区日本橋本町二丁目7番1号

## (9) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45 名	0 名	37.8 歳	1.9 年

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	15,490 千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 7,832,770株(自己株式30株を除く。)  
(3) 株 主 数 2,545名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
比木 武	3,214,000 株	41.03 %
株式会社デジタルガレージ	1,480,000	18.89
株式会社ブライトリックパートナーズ	449,300	5.74
日本郵政キャピタル株式会社	354,700	4.53
姜 琪鎬	242,100	3.09
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	167,600	2.14
株式会社ワン	120,500	1.54
サンエイトOK組合	100,000	1.28
株式会社キョーエン	86,700	1.11
株式会社スズケン	77,900	0.99

(注) 持株比率は自己株式 (30株) を控除して算定しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況

#### ① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第1回新株予約権 (2014年12月17日)	2個	普通株式 8,000株	無償	150円	2016年12月18日 ～2024年12月17日
第2回新株予約権 (2017年2月27日)	25個	普通株式 100,000株	無償	342円	2019年2月28日 ～2027年2月21日
第3回新株予約権 (2018年4月16日)	43個	普通株式 172,000株	無償	1,150円	2020年4月17日 ～2028年3月29日
第4回新株予約権 (2018年8月20日)	1個	普通株式 4,000株	無償	1,150円	2020年8月21日 ～2028年3月29日
第5回新株予約権 (2020年4月20日)	240個	普通株式 24,000株	無償	1,592円	2022年4月22日 ～2030年4月21日
第6回新株予約権 (2021年4月19日)	715個	普通株式 71,500株	無償	1,399円	2023年4月21日 ～2031年4月20日
第7回新株予約権 (2021年7月19日)	450個	普通株式 45,000株	554円	982円	2023年8月5日 ～2031年7月19日

#### ② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	第2回新株予約権	6個	24,000株	1名
	第3回新株予約権	10個	40,000株	1名
	第6回新株予約権	715個	71,500株	1名
取締役 (監査等委員)	第1回新株予約権	2個	8,000株	1名
	第2回新株予約権	8個	32,000株	2名
	第3回新株予約権	10個	40,000株	3名

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称		第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年7月19日
新 株 予 約 権 の 数		530個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 53,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		554円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 98,200円 (1株当たり 982円)
権 利 行 使 期 間		2023年8月5日から2031年7月19日まで
行 使 の 条 件		(注)
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 530個 目的となる株式数 53,000株 交付者数 11名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- i 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50%超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は使用人が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ii 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。
- iii 本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
  - ① 割当日からその2年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
  - ② 割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - ③ 割当日の3年後の応当日から権利行使期間の末日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- iv 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
- v 本新株予約権者は、以下の①乃至③に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
  - ① 本新株予約権者が当社の使用人である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
  - ② 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ③ 当社又は関連会社の社会的信用を害する行為その他当社又は関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- vi その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	比 木 武	
取 締 役	山 本 武	
取 締 役 (常勤監査等委員)	石 橋 太 郎	オフィス・ティー・アンド・エム合同会社 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 島 正 和	株式会社ブライトリックパートナーズ 代表取締役 ネクスジェン株式会社 代表取締役 株式会社総医研ホールディングス 社外取締役 カーブジェン株式会社 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 本 直 也	松本直也公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役山本武氏は、2021年3月25日開催の第10回定時株主総会において、新たに選任され、就任しております。
2. 取締役（監査等委員）石橋太郎氏及び松本直也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、取締役（監査等委員）松本直也氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）松本直也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石橋太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、後記「(5) 社外役員に関する事項」に記載しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。当該保険料は全額当社が負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会にて定めており、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役ごとの総額の限度内で、取締役報酬については、代表取締役の提案により取締役会において各自の職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して算定しており、監査等委員報酬については監査等委員の協議により、監査等委員会において決定いたします。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬の限度額について、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内に、監査等委員である取締役は2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点において、取締役（監査等委員である取締役を除く）は2名、監査等委員である取締役は3名です。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額限度内で、当社の業績を勘案したうえで各取締役の職務・職責・成果などの評価をもとに妥当性を判断した上で、取締役会において決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査業務の分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の全員の同意により、監査等委員会において決定しております。



④ 取締役の報酬等の総額等

区分	人数(人)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	ストックオプション
取締役 (監査等委員を除く)	4	60,021	31,950	28,071
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	15,150 (12,150)	15,150 (12,150)	— —
合計	7 (2)	75,171 (12,150)	47,100 (12,150)	28,071 —

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
 2. 上記報酬等の額には、2020年4月20日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役1名に付与した新株予約権7,640千円(報酬等としての額)及び2021年4月19日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役1名に付与した新株予約権20,431千円(報酬等としての額)を含んでおります。当該ストックオプションの内容等は前記「3.会社の新株予約権等に関する事項」に記載しております。  
 3. スtockオプションは新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	石橋 太郎	オフィス・ティー・アンド・エム 合同会社 代表社員	特別の関係はありません。
取締役	松本 直也	松本直也公認会計士事務所 代表	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び発言状況等
取締役	石橋 太郎	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、製菓業界において長年にわたり活躍し、当社事業と関連の高い分野における専門的かつ幅広い知識と経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、助言・提言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
取締役	松本 直也	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年8月31日の取締役会にて「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
  - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態を確保する。
  - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ・内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
  - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
  - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - ・個人情報適正管理規程及び関連マニュアル等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
  - ・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取り締役に報告する。
  - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ・取締役及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- e. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
  - ・監査等委員会の業務は内部監査担当が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として原則1名以上配する。
  - ・内部監査担当は、内部監査規程に基づき監査計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
  - ・当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は監査等委員会の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
  - ・当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得て行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの独立性を確保するものとする。
- f. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - ・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
  - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明示的に定める。
- g. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査等委員は、内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設けるなど連携を深め、実効性のある監査を実施できる体制を確保する。
  - ・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士又は公認会計士その他の専門家の助言を得て、法令順守を徹底する。
  - ・監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとする。

- ・ 監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

#### h. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席し、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた取締役5名で構成されておりますが、事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

### ② リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

### ③ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、コーポレート部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認いたします。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監

査に必要な情報の共有化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,320,234</b>	<b>流動負債</b>	<b>126,480</b>
現金及び預金	960,716	買掛金	55,863
売掛金	345,633	1年内返済予定長期借入金	7,140
仕掛品	1,138	未払金	21,984
前払費用	12,197	未払費用	1,851
その他	547	未払法人税等	9,579
		未払消費税等	22,504
		預り金	5,997
<b>固定資産</b>	<b>73,874</b>	前受収益	1,408
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	その他	151
建物	0	<b>固定負債</b>	<b>8,350</b>
工具、器具及び備品	0	長期借入金	8,350
<b>無形固定資産</b>	<b>—</b>	<b>負債合計</b>	<b>134,830</b>
ソフトウェア	—	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>73,873</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,211,694</b>
差入保証金	73,873	資本金	916,650
		資本剰余金	913,250
		資本準備金	913,250
		<b>利益剰余金</b>	<b>△618,142</b>
		その他利益剰余金	△618,142
		繰越利益剰余金	△618,142
		自己株式	△63
		<b>新株予約権</b>	<b>47,583</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,394,108</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,259,278</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,394,108</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

**損益計算書**  
(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,139,189
売 上 原 価		455,274
売 上 総 利 益		683,914
販売費及び一般管理費		797,038
営 業 損 失 (△)		△113,124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
講 演 料 等 収 入	219	
違 約 金 収 入	3,300	
そ の 他	7	3,539
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
そ の 他	0	86
経 常 損 失 (△)		△109,671
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	179	
そ の 他	17	197
特 別 損 失		
減 損 損 失	18,911	18,911
税引前当期純損失 (△)		△128,385
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
当 期 純 損 失 (△)		△130,675

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	916,650	913,250	913,250	△487,466	△487,466
当期変動額					
当期純損失 (△)				△130,675	△130,675
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	—	△130,675	△130,675
当期末残高	916,650	913,250	913,250	△618,142	△618,142

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△63	1,342,369	15,169	1,357,539
当期変動額				
当期純損失 (△)		△130,675		△130,675
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			32,413	32,413
当期変動額合計	—	△130,675	32,413	△98,261
当期末残高	△63	1,211,694	47,583	1,259,278

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社We l b y  
取締役会 御 中

**EY新日本有限責任監査法人**  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 幸 毅  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 滑 川 雅 臣  
業 務 執 行 社 員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社We l b yの2021年1月1日から2021年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社Welby 監査等委員会

監査等委員（常勤）	石 橋 太 郎	㊟
監査等委員	中 島 正 和	㊟
監査等委員	松 本 直 也	㊟

(注) 監査等委員石橋太郎及び松本直也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ① 2021年6月16日に、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の要件の下、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことから、当社においても、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために、変更案第13条第2項のとおり、当社定款の変更をお願いするものであります。

当社といたしましては、遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な多くの株主様の出席を可能とし株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様

- の利益に資するものと考えます。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり、当社定款の変更をお願いするものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集時期)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (新設)</p>	<p>(招集時期及び場所)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>第1条 第13条(招集時期)の変更は、<u>「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>
(新設)	<p>第2条 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有するものとする。</u></p> <p>3 <u>本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	比木 武 (1973年8月19日生)	1996年4月 住友商事株式会社 入社 2007年9月 楽天株式会社 入社 2009年1月 株式会社メドピア 入社 取締役 COO 2011年9月 当社設立 代表取締役就任(現任)	3,214,000 株
<p>&lt;取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt;</p> <p>比木武氏は、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
2	山本 武 (1968年7月12日生)	1991年4月 株式会社CSK 入社 1994年11月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社 (現 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社) 入社 2005年10月 メディデータ・ソリューションズ株式会社 日本法人 入社 2008年4月 メディデータ・ソリューションズ株式会社 日本法人 代表取締役就任 (2021年2月退任) 2021年3月 当社取締役就任(現任)	-
<p>&lt;取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt;</p> <p>山本武氏は、豊富な経営者経験及び長年にわたるライフサイエンス分野での経験と見識を有しており、専門知識・ノウハウや豊富な人脈により、当社の企業価値の更なる向上に寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>おお くま まさ ひと 大 熊 将 人 (1975年10月24日生) 【社外取締役候補者】</p>	<p>1999年4月 三菱商事株式会社 入社 2011年3月 株式会社ファーストリテイリング 入社 2015年12月 UNIQLO USA LLC Vice President 2016年11月 株式会社デジタルガレージ入社 2017年12月 Digital Garage US, Inc. Director COO(現任) 2018年6月 株式会社デジタルガレージ取締役兼 上席執行役員SEVP 2019年4月 株式会社Crypto Garage代表取締役CEO(現任) 2019年6月 株式会社DG Daiwa Ventures 代表取締役(現任) 2019年11月 株式会社ブレインスキャンテクノロジーズ代表取締役社長(現任) 2021年4月 株式会社DGベンチャーズ取締役副社長COO(現任) 2021年6月 株式会社DGインキュベーション取締役副社長COO(現任) 2021年6月 株式会社デジタルガレージ取締役兼 常務執行役員(現任)</p>	
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt; 大熊将人氏は、大手総合商社や大手アパレルメーカーなど事業会社での経験と、デジタル領域のビジネスでの事業開発、投資、研究開発及びグローバルアライアンスでの経験と知見を有しており、当社の企業価値の更なる向上に寄与することができると判断し、同氏を新任取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 比木武氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。  
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。  
なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。  
4. 当社は、大熊将人氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）が、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	いし ばし た ろう 石橋 太郎 (1959年1月29日生) 【社外取締役候補者】	1983年4月 鳥居薬品株式会社 入社 1985年7月 ファルマシア株式会社(現 ファイザー株式会社)入社 2001年1月 株式会社ヴィスク 入社 2001年10月 TMマーケティング株式会社(現 株式会社インテージヘルスケア) 入社 2008年1月 オフィス・ティー・アンド・エム合同会社設立 代表社員 就任(現任) 2018年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	-
<p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt; 石橋太郎氏は、製薬業界で長年にわたり活躍しており、業界及び経営に関する豊富な知識と経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として、その知識・経験により、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
2	なか じま まさ かず 中島 正和 (1974年1月2日生)	1996年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2000年4月 株式会社サイバーエージェント 入社 2001年8月 Schroder Ventures KK (現 MKSパートナーズ) 入社 2006年10月 マッコーリーキャピタル 入社 2010年10月 株式会社ブライトリンクパートナーズ設立 代表取締役 就任(現任) 2011年9月 当社設立 取締役 就任 2016年4月 ネクスジェン株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2016年8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2020年9月 株式会社総医研ホールディングス社外取締役就任(現任) 2021年3月 カーブジェン株式会社設立 代表取締役就任(現任)	449,300株
<p>&lt;監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt; 中島正和氏は、当社事業における豊富な経験と知識を有しております。 これらのことから、今後も当社の継続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人材と判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
	<p>まつもと なお や 松本直也 (1974年6月18日生) 【社外取締役候補者】 【独立役員】</p>	<p>2000年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2008年 1月 松本直也公認会計士事務所開設(現任) 2015年 3月 当社監査役 就任 2016年 8月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)</p>	-
3	<p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt; 松本直也氏は、公認会計士として培われた豊富な知識と経験を有しており、また、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職責を適切に遂行できると判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。  
なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 石橋太郎氏及び松本直也氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、石橋太郎氏は本総会終結の時をもって4年、松本直也氏は本総会終結の時をもって5年7ヶ月となります。
4. 当社は、松本直也氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、石橋太郎氏、中島正和氏及び松本直也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、3氏が原案どおり選任された場合には、同様に責任限定契約を継続する予定であります。
6. 取締役候補者 中島正和氏が所有する当社株式は、同氏が経営する株式会社ブライトリンクパートナーズを通じての保有分であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査等委員会の決定に基づき付議しております。

また、監査等委員会が双研日栄監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者並びにその主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(2021年12月31日現在)

名 称	双研日栄監査法人
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋室町4丁目4番3号
沿 革	1983年5月設立
概 要	代表社員 理事長 山田 浩一 代表社員・社員数 22名 監査関与会社数 52社

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
ベルサール東京日本橋4階 Room C



## 交通機関のご案内

- 地下鉄 銀座線、東西線、浅草線 日本橋駅B6出口 (駅直結)  
銀座線、半蔵門線 三越前駅B6出口より徒歩約3分
- J R 東京駅八重洲北口より徒歩約6分

※本総会専用の駐車場は用意がございませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、会場は昨年よりも座席の数を減らし間隔を空けた配置とさせていただきます。そのため、満席になった場合は、入場制限をさせていただきます可能性がございます。

※本年は皆様の健康状態にかかわらず、総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。